

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年2月14日(2019.2.14)

【公開番号】特開2016-126353(P2016-126353A)

【公開日】平成28年7月11日(2016.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-041

【出願番号】特願2016-1458(P2016-1458)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1368 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

H 01 L 29/786 (2006.01)

H 01 L 21/336 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1368

G 09 F 9/30 3 3 9 Z

H 01 L 29/78 6 1 8 C

H 01 L 29/78 6 1 2 Z

H 01 L 29/78 6 1 7 N

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月7日(2019.1.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の基板と、

互いに交差して交差領域を形成し、前記第1の基板の上に配置された走査線およびデータ線であって、前記走査線は第1の方向に沿って延伸する、

前記走査線および前記データ線と、

前記第1の基板上、且つ前記データ線と前記第1の基板との間に配置された活性層と、

を含み、

前記活性層は、

第1のピアホールを介して前記データ線と電気的に接続された第1の接触領域と、

前記走査線の一部と重なっている第1のチャネル領域と、

前記走査線の、前記一部とは別の部分と重なっている第2のチャネル領域と、

前記走査線と重なっておらず、且つ前記第1のチャネル領域と前記第2のチャネル領域との間を接続する非重複領域と、

を含み、

前記非チャネル領域の輪郭の少なくとも一部が円弧形状を有する、

表示パネル。

【請求項2】

前記第1のピアホールの前記第1の方向に沿った幅は、前記交差領域における前記データ線の前記第1の方向に沿った幅より大きい、請求項1に記載の表示パネル。

【請求項3】

前記データ線の輪郭の少なくとも一部が円弧形状を有する、請求項1に記載の表示パネル。

**【請求項 4】**

前記第1のビアホールに対応している前記データ線の輪郭が円弧形状を有する、請求項1に記載の表示パネル。

**【請求項 5】**

第1の導電層を更に含み、

前記活性層は、前記第1の導電層と電気的に接続された第2の接触領域を更に含む、請求項1に記載の表示パネル。

**【請求項 6】**

前記第1の導電層が電極である、請求項5に記載の表示パネル。

**【請求項 7】**

前記第1の導電層がパターン化された電極である、請求項5に記載の表示パネル。

**【請求項 8】**

第2のビアホールを介して前記活性層に電気的に接続されたドレイン電極を更に含む、請求項5に記載の表示パネル。

**【請求項 9】**

前記第1の導電層は、第3のビアホールを介して前記活性層に電気的に接続される、請求項8に記載の表示パネル。

**【請求項 10】**

前記第1の導電層は、前記第3のビアホールを介して前記ドレイン電極に電気的に接続される、請求項9に記載の表示パネル。

**【請求項 11】**

前記第1の基板上の前記第2のビアホールの突出部が、前記第1の基板上の前記第3のビアホールの突出部と、少なくとも部分的に重なっている、請求項9に記載の表示パネル。

**【請求項 12】**

前記第1の基板上の前記第2のビアホールの突出部と、前記第1の基板上の前記第3のビアホールの突出部とが重なっていない、請求項9に記載の表示パネル。

**【請求項 13】**

前記第1の基板の上に配置された第2の導電層を更に含む、請求項5に記載の表示パネル。

**【請求項 14】**

前記第1の導電層は、前記第2の導電層から絶縁される、請求項13に記載の表示パネル。

**【請求項 15】**

前記第1の基板に対向して配置された第2の基板と、

前記第1の基板と前記第2の基板との間に配置された表示媒体と、を更に含む、請求項1に記載の表示パネル。